

『Apple と唯冠との間の「iPad」商標権紛争事件について』

(著者) 北翔知識産権代理有限公司
 中華人民共和国商標弁理士 パートナー 高翔
 中華人民共和国商標弁理士 王燕

(監修) 友野国際特許事務所 所長・日本国弁理士 友野 英三

アメリカの Apple Inc (以下、「Apple」と略称する。)及びその関連会社であるイギリスの IP Application Development Limited (以下、「IP社」と略称する。)と中国唯冠科技(深圳)有限公司(以下、「深圳唯冠」と略称する。)の間で行われた、「iPad」商標をめぐる中国大陸における訴訟は、法曹界、メディア及び一般公衆の注目を集めており、論争を巻き起こしている。一審判決で深圳市中級人民法院により訴訟請求が棄却された Apple は、広東省高級人民法院に上訴した。2012年7月2日、広東省高級人民法院は、Apple と深圳唯冠が「iPad」商標権問題について、Apple が 6,000 万ドルの和解金を支払うということを中心として、和解したと発表した。以下、事件の概要、双方当事者の主な観点、法院の判決及び弊意見を述べる。

まず、本件の被告側及びその関連会社の状況を説明する。

会社名称	地位	登記地
唯冠国際ホールディングス株式会社 (以下「唯冠ホールディングス」と略称する)	親会社	香港
唯冠科技(深圳)有限公司 (以下「深圳唯冠」と略称する)	子会社	中国大陸
唯冠電子株式有限公司 (以下「台湾唯冠」と略称する)	子会社	台湾

唯冠ホールディングスは全世界の7つの国家・地域(中国大陸、香港、台湾、アメリカ、ブラジル、イギリス及びオランダ)に子会社を持っている。深圳唯冠(すなわち、本件被告)は、中国大陸における子会社である。

次に、事件の状況について説明する。

台湾唯冠は中国大陸を除く複数の国家・地域において「iPad」商標の登録を受けていた。

2000年、深圳唯冠は中国大陸において、態様の異なる二つの「IPAD」商標を出願した。中国商標局の商標データベースの記録により、当該二件の商標権の現在の状況は下記のとおりである。

商標	
商標番号	1590557
出願日	2000年1月10日
登録日	2001年6月21日
区分	9
商品	コンピュータ；コンピュータ周辺機器；モニター（電子）；光通信設備；テレビ；ラジオ；カメラ（撮影）；盗難防止用電気式設備；ビデオカメラ；電池
権利存続期間	2011年6月21日から2021年6月20日まで

商標	
商標番号	1682310
出願日	2000年9月19日
登録日	2001年12月14日
区分	9
商品	コンピュータ；コンピュータ周辺機器；モニター（電子）；写真電送装置；光通信設備；プレーヤー；電子音モジュール；コンピュータ用プログラムを記憶させた記録媒体；コンピュータ用プリンター；カメラ
権利存続期間	2011年12月14日から2021年12月13日まで

Apple が中国大陸を含む世界各地において高い売り上げを収めているタブレット PC が上記二件の中国登録商標の指定商品の範囲に入ることは明白である。しかも、深圳唯冠が上記二件の商標を出願するときには、Apple はまだ「iPad」タブレット PC を発表していなかった。

Apple は全世界における「iPad」商標を購入するために、イギリスにおいて「IP Application Development Limited」という名のダミー会社を設立した。

2009年8月18日、IP社は唯冠のイギリス法人である Timothy Lo に連絡し、唯冠グループが全世界において所有する「iPad」関連商標の購入の意向を告げた。

2009年10月21日、Timothy Lo は商標譲渡に関しては極東地区の同僚が直接連絡すると IP 社に知らせた。


2009年10月22日、Hui Yuan が深圳唯冠の URL 及びメールアドレスを使い、深圳唯冠の社員として、唯冠グループ法務部を代表して IP 社と新たな交渉を行った。

2009年12月17日、IP社と台湾唯冠との間で商標譲渡契約が結ばれた。その内容は台湾唯冠が 35,000 ポンドの対価で、中国大陸を含む 10 の国家・地域における登録商標「IPAD」を、IP社に譲渡することである。

2010年1月27日、Appleは記者会見で「iPad」タブレットPCという製品を発表した。2010年4月3日、「iPad」商標が使用された製品がアメリカで販売され始めた。

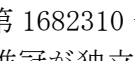
2010年4月7日、IP社はAppleに全ての「iPad」商標を譲渡した。しかしながら、中国商標局に対して行った中国大陆における「IPAD」商標の譲渡登録申請手続は、中国商標局により却下された。

2010年4月19日、Apple及びIP社は共同原告として、深圳市中級人民法院に被告深圳唯冠に対して訴訟を提起した。その訴訟請求は以下のとおりである：

1. 第1590557号「IPAD」商標及び第1682310号「」商標権は原告が享有する。
2. 商標権帰属訴訟のために、原告が支払った調査費用、弁護士費用及び被った損失、合計400万人民币元を、被告が賠償する。
3. 本件の訴訟費用は被告が負担する。

2011年2月23日、8月21日、10月18日、深圳市中級人民法院は三回にわたり、本件を公開法廷で審理した。双方が主張する理由及び提出した証拠により、法院は本件を商標権帰属紛争事件と判断した。原告側は双方当事者の間で結ばれた商標譲渡契約により、対価の形で第1590557号、第1682310号登録商標権を原告が取得したと主張した。本件の争点は、紛争に関わる契約書が被告に対して効力を生じるか否か、表見代理が成立するかどうか、という二点にある。

I. 本件の紛争に関わる契約書が被告に効力を生じるかどうか

本件紛争に関わる商標譲渡契約書は台湾唯冠とIP社とが2009年12月17日に台湾で締結した『商標譲渡契約書』のことを指し、当該契約書に関わる商標は合計十個であり、中には被告の第1590557号「IPAD」商標及び第1682310号「」商標も含まれる。契約書では、「商標登録の各地域において、唯冠が独立の譲渡書類の署名・捺印を完成し、IP社が当該地域で商標譲渡登録手続を行うための便宜を図らなければならない」という内容も同時に約束している。したがって、本件紛争商標第1590557号及び第1682310号という中国大陆登録商標をIP社に譲渡するために、2009年12月23日に『商標権譲渡登記申請書』がサイン・捺印された。同日、台湾唯冠とIP社との間に台湾商標に関する『商標譲渡契約書』もサイン・捺印され、それにより、台湾唯冠は、自分の所有する商標の関連登記表及び商標所有権移転に影響のある関連書類がすべて効力を生じたと認めた。前記契約書は台湾で結ばれ、実際にサイン・捺印したのは台湾唯冠の法定代表者楊榮山の授権を受けた台湾唯冠法務部の責任者麦世宏とIP社の代表者Handn Woodであった。つまり、前記契約書は台湾唯冠とIP社との間で結ばれたものであり、内容的には本件紛争商標（二つ）が記載されているが、必ずしも被告まで効力が及ぶとは限らない。原告が被告の商標を購入しようとするならば、中国の関連法律に従い、被告と譲渡契約書を結び、商標譲渡手続を行うべきである。しかしながら、本件紛争商標譲渡契約は台湾唯冠とIP社との間で結ばれたものであり、原告と被告の間で結ばれたものではない。被告が商標譲渡に関わったとの原

告側の主張に関して、直接的な証拠は IP 社の社員 Jonathan と Hui Yuan の間でのメールのやりとりであり、その際に Hui Yuan が使用したメールアドレスが被告の電子メールのアドレスであった。当該証拠により被告が本件紛争商標を処分していると証明できるかどうかということについて、法院の意見は下記のとおりである：

「Hui Yuan が具体的にどの自然人に該当しているかについて証拠がなく、被告も自社内に Hui Yuan という社員がいることを否認している。香港唯冠又は台湾唯冠の社員が被告である会社の電子メールアドレスを使用したこともあり得る。たとえ Hui Yuan に該当する自然人が確かに被告である会社の社員であっても、その自然人が原告との交渉、又は商標を処分するその他の行為については、被告の授権を受けなければならない。しかしながら、原告は被告が商標の処分を他人に授権したに関する証拠を一切提出していない。本件紛争商標は被告の財産であり、その処分も『公司法（会社法）』の規定に従わなければならない。楊栄山は被告の法定代表者であるが、自由に会社の財産を処分する権限はなく、しかも、本件では楊栄山は台湾唯冠の法定代表者として関わっただけであり、授権書の内容及びサイン・捺印も台湾唯冠のものであり、被告とは一切関係はない。追認の有無については、まず、原告は追認に関する証拠を提出していない。また、被告は本件紛争商標譲渡契約を確認していない。更に、被告は譲渡手続に協力しておらず、関連譲渡書類へのサイン・捺印を拒否しているということは、被告が追認していないことを証明している。」

II. 表見代理が成立するかどうか

法院の意見は下記のとおりである：

「中国『合同法（契約法）』第四十九条により、「行為人が、代理権がなく、代理権を超えて又は代理権が終了した後で、被代理人の名義で契約を結んだ場合、相手方が行為者に代理権があると信用した理由があれば、当該代理行為は有効である」。したがって、表見代理とは契約で相手方当事者が存在せず、又は相対当事者が不明確で、一方の当事者が代理人に当該契約書の標的物を処分する権利があると信じ、当該代理人との間で契約を結んだものである。しかしながら、本件紛争に関わる商標譲渡契約書は被告と原告が結んだものではなく、台湾唯冠と IP 社との間で結ばれたものであり、明確な相手方当事者がいる。被告は、台湾唯冠及び麦世宏に対して、商標譲渡に関する交渉又は契約の締結に関するいかなる書面による委託又は授権もしたことがなく、IP 社は麦世宏に被告を代表する権利があると信じる理由がない。楊栄山が被告及び台湾唯冠の法定代表者を同時に担当していると原告が主張しているが、これは楊栄山が麦世宏に授権する際に被告法定代表者としての職務を履行していることを意味するものとは言えない。麦世宏が契約書にサイン・捺印する際の身分は確かに台湾唯冠法務部の責任者であり、本件被告の明示や授権を受けていなかった。電子メールに関しては、IP 社の社員は最初イギリス唯冠と連絡していたが、その後中国の被告の電子メールアドレスで交渉し、Hui Yuan という名の人とメールでのやりとりしただけであり、麦世宏とメールでやりとりをした証拠がない。被告は自社内に Hui Yuan という社員がいることを否認しているし、Hui Yuan が具体的にどの自然人に該当しているかの証拠もなく、他の者に被告の電子メールアドレスが使用された可能性も排除できない。」

さらに、Hui Yuan が被告を代表して原告と商標譲渡交渉をする権利があると証明できる証拠も一切ない。電子メールでの交渉協議内容が書面の契約書と内容が一致しているということでは、表見代理の成立を証明できない。

なお、原告は、本件紛争商標契約は集団譲渡取引に該当すると主張しているが、その理由は成立しない。なぜなら、交渉過程はすべての主体が関与するのではなく、被告と台湾唯冠とは異なる独立の法人であり、商標譲渡契約の締結に関して授権をした主体は台湾唯冠だけであるので、契約を結んだのも台湾唯冠だけになり、唯冠グループの集団取引行為と捉えることができないからである。」

以上をまとめると、法院は次のように認定している。

原告が商業的に他人の商標を取得しようとする場合、より高い注意義務を負うべきであり、中国の法律規定に従い、商標権利者と譲渡契約を結び、必要な商標譲渡手続を行わなければならない。本件商標譲渡契約は IP 社と台湾唯冠との間で結ばれたものであり、被告の表見代理は成立しない。したがって、原告の訴訟請求は事実及び法律根拠に欠けており、棄却すべきものである。

そのうえで、法院は下記内容の一審判決を下した。

“原告の訴訟請求を棄却する、事件受理费 4.56 万人民币元は原告の負担とする。”

この判決により、台湾唯冠と IP 社との間で結ばれた譲渡契約書は深圳唯冠まで効力が及ばず、深圳唯冠が第 1590557 号、第 1682310 号中国大陸登録商標を依然として所有し、且つ原告に譲渡する義務がないという結論が出されている。

その後、訴訟に勝った深圳唯冠は中国の複数の法院で「iPad」を取り扱う複数の提携会社を被告に訴訟を提起し、次に 40 箇所以上の省・市工商部門に「iPad」の代理商を訴えた。工商部門の取調べ処置により、各地で売られている「iPad」タブレット PC は全て片付けられた。

2012 年 1 月 5 日、Apple は一審判決を不服として、深圳市中级人民法院に上诉状を提出し、広東省高级人民法院に上訴した。

2012 年 2 月 16 日、広東省惠州市中级人民法院は Apple の代理商である深圳市順電チェーン株式会社惠州家華支店及び苹果 (Apple) 電腦貿易 (上海) 有限公司の商標権侵害を認定し、「iPad」関連製品の販売を停止することを要求した。これは「IPAD」商標紛争事件が生じてから Apple の代理商が敗訴の判決を受けた初めての事件である。

一方、2012 年 2 月 23 日、上海浦東法院は深圳唯冠により提出された Apple の IPAD 製品に対する仮差押申請を棄却する裁決を下し、事件の審理を中止した。当該法院の認定は以下のとおりである。

「紛争商標に関する権利が誰に属するかという問題はまだ不確定な状態であるので、Apple による「iPad」の使用が権利侵害になるかどうかはまだ分からず、権利侵害だと判断するには証拠が不十分である。被申請人が「iPad」タブレット P C の販売を直ちに止めなければならないという申請人の申請は法律規定に適うものではない」。

上海浦東法院が当該事件について下した裁決は、訴訟期間内に Apple が中国大陸で「iPad」製品の販売を続けても権利侵害にはならないということに過ぎない。

最終的に Apple が中国大陸で「iPad」製品を販売できるかどうかということについては、商標権帰属事件に関する広東省高級人民法院の最終判決を待たなければならなかった。

2012 年 2 月 29 日、広東省高級人民法院第一法廷は Apple の上訴を審理した。

審判中、Apple は一審判決の事実認定が間違っていること；深圳唯冠が紛争にかかわる契約書の当事者であり、IP 社はすでに唯冠グループと「IPAD」商標の全世界における譲渡取引を完成しており、本件紛争商標の譲渡は当該取引の一部であると主張した。また、Apple は「本件の紛争は極簡単な事実から始まったものであり、唯冠の行為には財務的な利益により駆立てられた陰謀のにおいがする」とコメントした。

Apple の上訴に対する、深圳唯冠の意見は以下のとおりである。

「Apple は唯冠グループについてずっと強調しているが、取引主題の概念を混同しているだけだ。本件取引の背景は Apple が巧妙に仕組んで、商標を騙し取るつもりであったが、相手を間違えてしまったのだ。譲渡契約書は IP 社と台湾唯冠との間で結ばれたものであり、それに関して Apple は低レベルのミスをした」。

二審での争点は以下のいくつかがある。

I. 深圳唯冠が商標譲渡に関与したかどうか

Apple はイギリス唯冠の Tim Lo が香港法院で行った、イギリス唯冠が「IPAD」商標の譲渡交渉を深圳唯冠に渡したという内容の証言を証拠とした。

Tim Lo の認識では唯冠グループの本部は深圳にあり、その後 IP 社と交渉した Hui Yuan も麦世宏も深圳唯冠の社員であるというのが彼の認識である。

また Apple は深圳唯冠が商標譲渡の件に関してサインした書類も証拠書類として提出した。当該書類は法定代表者楊栄山の名義でなされ、「IPAD」商標譲渡のケースを趣旨としたものである。これは、深圳唯冠が商標譲渡を知っていたということを証明している。

深圳唯冠の回答は、深圳唯冠は終始 IP 社と商標譲渡契約書を結んだことがないとしている。また、Hui Yuan は深圳唯冠の社員ではあるが、英語が上手なので、関連会社の社員として、台湾唯冠と IP 社の交渉前期の連絡を手伝っただけであるとしている。Hui Yuan の身分は重要ではなく、重要なのはどの主体を代表していたかということにあるとしている。

II. 双方のメールのやりとりが契約を構成するかどうか

Apple は、IP 社と深圳唯冠の Hui Yuan は何十通もメールのやりとりをしていると主張した。「Hui Yuan は深圳唯冠の企業メールアドレスを使用しただけでなく、唯冠グループの人間であるような口ぶりで交渉していた。したがって、Hui Yuan が深圳を本部とする唯冠グループを代表して商標譲渡交渉に関与していたと信じさせる理由がある。」

Apple の主張に対して、深圳唯冠は同意せず、2009 年 11 月 10 日付けのあるメールを証拠として提出した。当該メールには、「当方 (IP 社) の弁護士が簡単な契約書を準備した」ので、「授権された唯冠の代表者にサイン・捺印してもらいたい」という内容が記載されている。「IP 社が契約書を準備したのは、IP 社が書面での契約を明確に要求したことを証明している。」と深圳唯冠は主張している。

III. Apple が敗訴した場合消費者の利益に損害を及ぼすかどうか

審理中、Apple は Apple のファンも盾にした。Apple は「商標の主な役割は商品の出所を区別させるところにあり、全世界の消費者の心の中では、すでに「IPAD」商標と Apple とが一体となっており、「IPAD」商標が Apple に所有されないという判決が出れば、人為的に当該一体関係を切断することになり、消費者を混同させ、消費者の利益に損害を与えることになる。本件が注目を浴びているのは、Apple の製品が愛用されることにより、当該商標が高い価値を持っているからである。この価値は Apple により作り出されたのである。」と主張した。

Apple の主張に対して、深圳唯冠は以下のとおり反論した。

「Apple の権利侵害行為により、深圳唯冠が十年間にわたって登録・使用した商標を使用し続けることができなくなり、逆の混同行為になる。Apple の実力によれば、どの商標を使用しても、元の企業の使用による影響力をずっと上回る影響力を生ずることができる。Apple のこのような理由が成立したら、国内のどの企業の商標でも自由に使えるようになる。」

二審は即座に判決を下していない。審判長により、この件は調停段階に入った。当事者双方に調停をすることに同意するかと尋ねた場合、双方の弁護士とも依頼人の意見を聞くことになると答えた。これは、双方が調停により事件を解決する可能性があるということの意味している。

2012 年 4 月、広東省高級人民法院は当該事件が審理中であると発表し、しかも、「IPAD」商標の帰属について社会効果、法律効果を十分に考慮した上で、法に従う公正な処理をし、且つ、合法・自願原則に基づき、双方の和解を目指した。

2012 年 6 月 25 日、広東省高級人民法院は双方に民事調解書を送達し、当該調解書がすでに効力を生じている。Apple は調解書で約束されたとおり、広東省高級人民法院に指定された銀行口座に 6,000 万ドルを振り込み、6 月 28 日に一審法院である深圳

市中級人民法院に前記民事調解書の執行を申請した。

深圳市中級人民法院はその申請を受け入れ、2012年7月2日に国家工商行政管理総局商標局に係争商標「IPAD」をAppleに譲渡するという内容の裁定書及び執行協力通知書を送達した。こうして、「IPAD」商標権帰属をめぐるAppleと深圳唯冠との紛争は円満な解決を迎えた。

和解という結果は、すでに多くの人が予測できたであろう。これは、双方にとってウィン-ウィンの結果であり、双方とも受け入れられる解決だと思われる。

深圳唯冠にとっては、訴訟を続ければ勝算は高いが、この訴訟はそもそも権利帰属紛争事件であり、最後に唯冠の「IPAD」商標への所有権が認められても、別途手段（例えば、権利侵害訴訟）を取らなければ、賠償を請求できず、その別途手段にもかなり時間がかかると思われる。したがって、6,000万ドルは深圳唯冠にとって満足できない金額かもしれないが、「受け入れられるものだ」といえよう。

一方、Appleが「IPAD」商標を所有し、使用できなければ、その損失も6,000万ドルを上回るだろう。Appleが「iPad」の新製品を出してから数か月が経ったが、中国大陸では商標権紛争によりずっと販売できずにいた。これでようやく、Appleは「iPad」の新製品を中国大陸で発売できるようになった。

本件により、関連業者に以下の啓示がもたらされられると思われる。

1. 知的財産権自体の重要性

現在、知的財産権の享有状況はある企業の核心価値を表している。企業は全世界を範囲として慎重に自社の知的財産権戦略を企画、実施しなければならない。知的財産権保護を受けることは、企業自身の生存及び発展に極めて重要であり、知的財産権が侵害された場合は積極的に自分の利益を保護すべきである。

本件では、深圳唯冠が「iPad」の製品を出しておらず、「IPAD」という商標の価値はAppleにより作り出されたものであるが、現在の中国大陸の知的財産権制度によれば、深圳唯冠の商標登録出願行為はAppleの「IPAD」に対する使用に先立っており、Appleに権利を主張する公的な根拠を持っている。

2. デューディリジェンスを十分に行い、現地の法律を把握することの重要性

周知のとおり、現在は関連する重要な知的財産権条約又は組織に多数の国家が加入しているが、商標権は各国の主権法律に定められるものである。商標登録は関連国家・地域で手続が行われて初めて商標権を享有できるようになる。

したがって、ある商品・サービスが違う主権領域に入る前に、当該主権領域において調査を行うことが極めて重要である。Appleが多大な損失を蒙ったのは、Apple及びその弁護士が当初デューディリジェンスを十分に行っておらず、最初から中国大陸、香港、台湾が異なる主権領域であるという客観事実を十分理解できず、中国大陸の法律規定、特に譲渡に関する中国商標局の規定に精通していなかったために、契約書を結ぶ当初に深圳唯冠を契約書の当事者に入れておかなかったことが重大な原因であると思われる。

3. 弁護士としての法律サービスにおける注意点

弁護士にとっては、質問・回答という簡単な形で法律サービスを提供するだけでは不十分であり、事件の事情によりサービスの内容を増やす必要も出てくる場合がある。例えば、関連法域や主権領域における調査を行うほか、商標所有者の状況について初歩的な又は踏み込んだ調査を行うことも考えられる。本件の場合、弁護士が契約書を確認する際、双方当事者及びその関係者の契約書における具体的な資格・権原についてもチェックしていたならば、後の紛争を免れたであろう。なお、依頼人が法律サービスの内容の制限について自分の意見を押し通した場合でも、弁護士は、依頼人の失敗を避けるために書面にて依頼人が注意すべきところを指摘すべきである。

◆日本実務者からのコメント

本稿で取り上げられた事件は、Apple社として、新商品に対応する「iPad」商標に係る世界10か国での商標権を購入し譲渡証を交わした（と信じた）上で、中国商標局に対して中国大陸における「IPAD」商標の譲渡登録申請を行ったところ、これが却下されてしまい、これに対して、当該商標の中国大陸における商標権者に対して当該商標権を原告が享有する旨を確認することを請求する訴訟を提起したが、それも却下された、という事案である。

判決の趣旨は、商標権譲渡契約書へのサインが正当授權者によってなされていないと認定された結果、当該契約書が被告に効力を生じないとされたこと、Apple社（原告）が契約締結相手先と信じた者が本来の商標権者の正当な代理権を有していない無権代理人であったが表見代理が認められなかったこと、の二点に尽きる。Apple社としては、正当権原者であることをしっかり確認することを怠ったという初歩的なミスを行ったといわれるとその通りとしか言いようがなかろうが、詐欺にあったような感じを否認しないのではないだろうか。

ここでは、もろもろの感想、筋道論は敢えて措き、本事件から引き出し得る実務的教訓について考えてみたい。

本件から感得すべき教訓は単純であるともいえる。すなわち、商標権等の知的財産権の譲渡契約は権利者と譲受者との間で結ばなければならないということである。これは極めて当然のことであるが、権利者側を代表して誰かが署名捺印することになる場合、ことはそう単純ではなくなる。通常は当該社の代表者印等の押印がなされるべきであるが、外国の場合にはサイン（署名）となる。このときに署名者は、権利者たる会社の意思を正当に代表する者でなければならない。

正当権限を有する者と信頼して譲渡書類を交わした相手方が実際には無権代理人であった場合に、当該無権代理人が代理権を持っているかのような外観を持ったことにつき、何らかの帰責性が認められるのであれば、本人に効果の帰属を認めても許容されるとするのが「表見代理」の考え方である。

つまり、代理権限を有しない者が本人に無断で代理行為を行ったような場合、原則的には無権代理行為の効果は本人に帰属しないところ、その者を本人の正当な代理人と誤信して取引などが成立した行為等が善意・無過失である等一定の要件をみたすことを条件として、表見代理を成立させて例外的に本人に効果を帰属せしめることで、取引の安全を守るという趣旨のものである。本件では、中国における表見代理の成立性が問題となった。

本判決からいえるのは、中国では、単に会社のメールアドレスを使ったとか、会社の法務部所属というだけでは表見代理の十分要件にはならず、サインをする者が当該会社の財産を処分する権限を有している旨の確認が必要ということである。この点では、中国本土の『公司法（会社法）』の規定に従わなければならない。本件において、サインをした楊栄山なる者は、（契約を交わしていない）被告の法定代表者でありながら（契約を交わした相手方である）台湾唯冠の法定代表者でもあったようである。当該契約においては、楊栄山は台湾唯冠の法定代表者として関わっただけで、授權書の内容及びサイン・捺印も台湾唯冠のものであり、一方、被告の名前でのサインがなく、この点において、被告の財産を自由に処分する権限があることが立証されていない、とされたものである。実務的には、表見代理が成立していることを証する書面を同時に提出することをサイン者もしくは権利者に対して求めることが肝要ということになる。

Apple 社にとっては、署名者が個人的にいかにも信頼できそうな相手方であったとしても、被告の名前が入っていない限り受け付けないなどの行為を行うべきであったということであろう。いずれにせよ、同社にとっては、随分と高い授業料についての事件であった。因みに、日本においてこれに関連するものとして、代理権授与表示による表見代理というものがある。これは、代理権を授与していないにもかかわらず代理権を授与したという表示を本人が行い、それを相手方が信頼して法律関係に入った場合で、民法第 109 条で次の規定がある。

109 条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

これによる表見代理が認められるためには、代理人（として信用した者）の代理行為以前に、本人が相手方に対して当該行為を行う代理権を当該代理人（として信用した者）に与えた旨の表示（明示もしくは黙示）がなされる必要があるとされる。代理権表示があったといえない場合でも、本人が自己の名義を使用することを他人に許した場合には、第 109 条の趣旨からして、本人の表見代理責任が認められるとされる（最判昭和 35 年 10 月 21 日）。

日本法と中国法は当然、互いに異なるが、上記第 109 条の考え方を本事件において展開するとしたら、本件訴訟においては、Apple 社として、会社のメールアドレスを使ったことを黙認している点は、管理・監督責任を従業員（特に法務部門の人間）に対して当然有することから、自己の名義を使用することを他人に許した場合に少なくとも外形的には該当すること、などを主張する余地があったと思われる。

■原著者紹介・・・

高翔 中華人民共和国商標弁理士 北翔知識産権代理有限公司 パートナー
日本語版ホームページ <http://www.peksung.com/jp/hompy/index.asp>

■日本語訳担当者紹介・・・

王燕 中華人民共和国商標弁理士 北翔知識産権代理有限公司

■日本側監修・コメント担当者紹介・・・

友野 英三 日本国弁理士（特定侵害訴訟代理業務付記）

友野国際特許事務所 所長

ホームページ：<http://www.tomono.org>

著書：「合衆国特許クレーム作成の実務」他多数。

※本稿は2012年に執筆され、2012年（平成24年）10月12日発行の
「特許ニュース」に掲載された当時の内容そのままであり、ホームページ掲載に際し
特に内容の加筆・修正等を行っていない。